

意見提出者	個人
1. 項目	犯罪対策閣僚会議の「児童ポルノ排除総合対策」の中にある、ネットの「ブロッキング」政策案
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>①ネットの「ブロッキング」は、憲法が絶対禁止している「検閲」に該当する。この政策案によると、どのサイト等をブロックするかについてのアドレスリストの作成や管理につき、民間だけでやるのではなくて、「官民一体」、行政、しかも強権力を持つ機関まで混じる予定になっている。行政による恣意的なブロックにより、児童ポルノとは全く関係ないサイトやブログまでブロックされるおそれがある上に、万が一の場合の国民のサイト回復手段も明らかではない。</p> <p>②技術上の問題によるオーバーブロッキング、全く関係ないサイト等までブロックしてしまう危険が払拭できていない。海外では、400の児童ポルノサイトをブロックするために、全く関係ない120万サイトがオーバーブロックされてしまったこともある。我が国でこのようなことが起こると、ネットの利用や発展に多大な悪影響を及ぼす。なお、ネットのブロッキングは、アメリカのとある州では違憲判決がでており、ドイツでは国民の反対が多かったため、実行停止になっている。</p> <p>③システム構築に莫大な血税がかかるおそれがある。民間がもつにしても、その費用は、一般国民のネット料金に反映されることになるが、これでは「貧乏人はネットを使うな」、ということになり、ネットの発展や国民のネット利用に影響がでてしまい、海外のネット産業に負けてしまう。また、ブロッキングシステムの設置運営費用は巨額であることが予想されるが、中小のネット企業はこの負担に耐えられない。ネット産業の衰退と、特定大企業による寡占、ネット支配のおそれもあるが、これは独占禁止法違反のおそれもある。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	-
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>ネットの「ブロッキング」についてはやめるべき、やるにしても、完全に民間の「自主」でやるべきであり、アドレスリストの管理団体についても100%民間でやるべきである。</p> <p>最低でも、強権力を持つ機関（警察庁や警視庁）の関与はなくすべきであり、どうしても「官」の関与を入れてやるというのなら、総務省にリーダーシップをとってもらいたい。</p>